

労働安全衛生法令違反の是正など建設工事現場で安全に働くことができる環境促進のための要請を青森労働局長が行いました。

～約 66%の現場で労働安全衛生法違反～

青森労働局（局長 いじま としゆき 井嶋 俊幸）は、管内の建設工事現場における労働安全衛生法令の違反率（令和 4 年度）が 65.8%と高止まりしていることを踏まえ、令和 5 年 6 月 14 日、一般社団法人青森県建設業協会（会長 しかない ゆうじ 鹿内 雄二）及び建設業労働災害防止協会青森県支部（支部長 やまだ こういち 山田 幸一）に対し、会員事業場等への労働安全衛生法令の遵守徹底に必要な援助・指導を求める要請文を交付しました。

また、令和 5 年 10 月 1 日以降着工の建築物等の解体や改修工事を行う場合に、厚生労働大臣が定める者に石綿の有無に係る事前調査を行わせなければならないとした改正省令について、その施行前に、両団体の会員事業場等に対し、改正内容やその重要性についての周知を図っていただくよう、要請文を交付しました。



一般社団法人青森県建設業協会鹿内会長（右）へ
要請文を交付する井嶋労働局長（左）



建設業労働災害防止協会青森県支部山田支部長（右）へ
要請文を交付する井嶋労働局長（左）

要請文の交付後、井嶋労働局長・上野労働基準部長・鹿内会長・山田支部長との間で建設現場における労働災害発生防止等について意見交換を行いました。

労働局からは、

- ① 建設工事現場における労働災害の減少に向けては、作業床端部における墜落防止措置等の基本的な安全対策を「不断」に続けていくことが重要
- ② そのためには、各現場において、「不用意な慣れ」や「焦り」を取り除くことが不可欠であること
- ③ 労働災害については、被災者数の減少といった「数」の側面からのアプローチに加え、その一つ一つが、被災者本人のみならず、家族等にも大きな影響を与えることを強く認識し、その防止に取り組んでいかなければならないこと
- ④ 石綿による肺がんや中皮腫の発生を予防するためには、中長期的な視点での着実な取組が必要で、そのために、本省令改正は重要な意味を持つこと

といった問題意識を共有し、鹿内会長及び山田支部長から、

「その問題意識を会員事業場にしっかりと伝え、労働安全衛生法令が遵守されるよう、更なる取組を行っていきたい。」

といった旨の回答をいただきました。

さらに、「全国安全週間」（本週間7月1日～7月7日、準備期間6月）」での集中的な取組や、熱中症対策など時季を捉えた取組についても、両団体と労働局が密接な連携を図っていくことで一致しました。